

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定によつて、尾道市から、因島瀬戸田都市計画公園二・二・一・一号江ノ沖公園、二・二・二・二号荒神公園、二・二・二・三号島前公園、二・二・二・四号白滝公園、二・二・二・五号小用公園、二・二・二・六号西畑公園、二・二・二・七号甲田公園、二・二・二・八号ひまわり公園、二・二・二・九号かもめ公園、二・二・二・一〇号平木公園、二・二・二・一一号釜田公園、二・二・二・一二号中塚公園、二・二・二・一三号本町公園、二・二・二・一四号福田公園、五・四・一号潮音山公園及び六・五・一号因島運動公園の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定によつて、当該図書の写しを広島県土木局都市計画課において縦覧に供する。

平成二十六年四月十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦